

西条市省エネ家電製品購入促進事業LOVESAIJOポイント付与申請書

西条市長

殿

下記のとおり、西条市省エネ家電製品購入促進事業におけるLOVESAIJOポイントの付与について、西条市省エネ家電製品購入促進事業LOVESAIJOポイント付与要綱第7条の規定により申請します。対象となるLOVESAIJOポイントの付与については、下記のLOVESAIJOポイントIDへ付与願います。

なお、申請者及びその世帯員は、本事業の主旨を理解し、裏面宣誓事項及び同意事項について、宣誓し、及び同意します。

記

1 申請内容

申請者 情 報	氏 名	⑨
	住 所	〒 西条市
	電話番号	
家 電 情 報	家電品目	該当するものに○をつけてください。 エアコン 冷蔵庫 テレビ LED照明器具
	メーカー・ 機種など	添付資料のとおり
	使用者氏名※	
	設置場所※	〒 西条市
対象機器購入合計金額		円
LOVESAIJO ポイントID		例：ab1234567
付与ポイント数		ポイント

※ 申請者と家電の使用者が異なる場合は、記入してください。

2 添付書類

- (1) 対象機器の購入日、購入店名、製品名及び購入費用が確認できる書類の写し
- (2) 対象機器の型番号及び製造番号が確認できる書類の写し
- (3) 対象機器の納品日又は設置日及び納品先住所が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（必ず裏面をご確認ください。）

3 宣誓事項

- (1) 本事業により購入した対象機器は、西条市内に設置され、家庭で使用する機器（購入に要する経費が単価 5 5 万円以上の機器にあつては、自ら使用するために設置している機器）であることに相違ありません。
- (2) 本申請は、世帯を代表した申請で、かつ、初回の申請であることに相違ありません。
- (3) 西条市暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに関係する者ではありません。
- (4) 市長又は監査委員から調査又は監査の求めがあつたときは、誠実に応じます。
- (5) 本事業により購入した対象機器は、耐用年数に相当する期間、他の世帯等に売却し、又は売却させません。
- (6) 本事業により購入した対象機器のうち、購入に要する経費が単価 5 5 万円以上の機器については、耐用年数に相当する期間、西条市省エネ家電製品購入促進事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しません。

4 同意事項

- (1) 西条市が住所、市税の収納状況、同種の補助を受けていないこと等ポイントの付与の決定に当たり必要となる私及び世帯の情報について、調査・照会することに同意します。
- (2) 次のアからエまでに掲げる付与の条件に同意し、当該条件に反したときは、付与を受けたポイント又は当該ポイントに相当する額等の返還等を行います。

ア 西条市 LOVE S A I J O ポイント付与規則第 7 条各号又は西条市省エネ家電製品購入促進事業 LOVE S A I J O ポイント付与要綱第 1 2 条の規定のいずれかに該当するときは、付与の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

イ アにより取り消した場合は、付与したポイントについて、期限を定めてその返還をさせるものとする。この場合において、当該返還に係るポイントを既に消費している場合については、当該返還に係るポイントに相当する額（以下「ポイント相当額」という。）の返還をさせるものとする。

ウ イによりポイント相当額の返還を求められたときは、ポイントの付与の日からポイント相当額の納付の日までの日数に応じ、当該ポイント相当額の額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

エ イによりポイント相当額の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。
- (3) 申請書の内容を訂正する必要があつた場合、市による訂正に同意します。